

令和3年度

高知県の監査

～令和3年度監査結果等のまとめ～

令和4年3月

高知県監査委員

目 次

1	定期監査	1
2	財政的援助団体等の監査	8
3	行政監査	10
4	住民監査請求に基づく監査	11
5	決算審査	11
	(1) 歳入歳出決算審査	11
	(2) 公営企業会計決算審査	12
6	基金運用状況審査	14
7	健全化判断比率及び資金不足比率審査	15
8	例月出納検査	15
9	内部統制評価報告書の審査	16
10	参考	16
	(1) 令和3年度監査委員	16
	(2) 過去3年間の状況	16

1 定期監査

(1) 対象機関

本庁109機関、出先機関125機関、合計234機関に対して、財務に関する事務の執行が適切か、効果的に行われているかなどの視点から監査を実施した。

委員監査 実地監査：166機関
書面監査：68機関

(2) 委員監査の実施期間

出先機関 令和3年5月24日～令和4年1月27日
本庁 令和3年7月19日～8月31日

(3) 監査の結果

監査を実施した234機関のうち、是正又は改善を要する事務として指摘事項等が認められた実施機関は、本庁35機関、出先機関39機関の計74機関であった。その他の160機関では、指摘事項等に該当する事項がなく、おおむね適正に事務が行われているものと認められた。

指摘事項等の件数は、前年度の249件から129件に減少している。内訳としては、指摘事項が42件から19件に、注意事項は207件から110件に減少している。

ア 事務区分別（表1、表3）

指摘事項等の事務区分別の件数は、支出事務並びに契約事務が各35件（同27.1%）と最も多く、次いで収入事務が23件（17.8%）、補助金の交付に関する事務が15件（11.6%）、土木・建築工事に関する事務が13件（10.1%）となっている。

(ア) 本庁

指摘事項は9件で、主な内容は、「通勤手当等の支給誤り」、「支出負担行為（変更）の作成漏れ」などである。

注意事項は46件で、主な内容は、「経費支出伺の年間支出見込額等を超えて支出」、「常時資金等の精算に伴う戻入遅延」など支出事務、並びに「契約書等の不備」、「再委託の手続き漏れ」など契約事務がそれぞれ11件で、最も多かった。また、「変更承認申請書の提出漏れ」、「補助金交付要綱で定めた書類の提出漏れ」など補助金の交付に関する事務が次いで8件となっている。

(イ) 出先機関

指摘事項は10件で、主な内容は、「通勤手当等の支給誤り」、「検査の未実施」などである。

注意事項は64件で、主な内容は、「契約書の記載内容の不備」、「仕様書で定めた書類の受領漏れ」など契約事務が20件と最も多く、次いで「収入調定の遅延」など収入事務が15件、「経費支出伺の年間支出見込額等を超えて支出」な

どの支出事務が14件となっている。

イ 部局別件数（表2）

部局別の件数では、土木部が21件と最も多く、次いで公営企業局が15件、教育委員会が14件、農業振興部が13件となっている。

(4) 重点項目

監査対象機関が実施する工事の中から土木工事及び建築等工事をそれぞれ選定し、次のとおり実施した。

※専門知識を有する団体に技術的事項の調査を委託し行った。

（委託先：公益社団法人大阪技術振興協会）

ア 工事監査の対象

区分	機関名	工事の名称
土木工事	安芸土木事務所	・国道493号（北川道路）道路改築（和田トンネル）工事 ・国道493号社会資本整備総合交付金工事（橋台工、基礎工ほか） ・国道493号社会資本整備総合交付金工事（橋梁下部工、橋台工ほか）
建築等工事	警察本部	高知警察署庁舎新築工事 ・建築主体工事 ・電気設備工事 ・衛生設備工事 ・空調設備工事

イ 監査の期間

令和3年5月10日から令和4年1月31日まで

※現地調査日 安芸土木事務所：10月20日、21日

高知県警察本部：11月17日～19日

ウ 監査の結果

設計、積算、契約、施工管理等の各段階における技術的事項の実施状況について調査を行った結果、書類調査及び現地調査ともにおおむね適正に行われていたが、高知警察署庁舎新築工事の建築等工事のうち、空調設備工事において、設計等に改善を要する事項が次のとおり認められた。

(ア) 特記仕様書で規定している耐震基準（水平震度）と機器表記載の水平震度とに不整合が生じていた。

特記仕様書に従い、機器表の水平震度の修正を行われない。

(イ) 配管工事要領書に、冷媒の気密試験の方法（圧力及び時間）を機種ごとに明示し、合格範囲を追記されたい。

このほか、土木工事及び建築等工事の現地調査の過程において提案のあった意見等にも留意され、今後の工事に関する事務の執行及び施工に万全を期されたい。

表1 事務区分別改善を求める事項等

	事務区分	指摘事項	注意事項	小計	検討事項	計	構成比
本庁	共通	1	3	4		4	7.3%
	収入事務		7	7		7	12.7%
	支出事務	4	11	15		15	27.3%
	契約事務	1	11	12		12	21.8%
	補助金の交付に関する事務	3	8	11		11	20.0%
	財産・物品等管理事務						
	土木・建築工事に関する事務		6	6		6	10.9%
	令和3年度計	9	46	55		55	100.0%
令和2年度計		30	121	151		151	
出先機関	共通		3	3		3	4.1%
	収入事務	1	15	16		16	21.6%
	支出事務	6	14	20		20	27.0%
	契約事務	3	20	23		23	31.1%
	補助金の交付に関する事務		4	4		4	5.4%
	財産・物品等管理事務		1	1		1	1.4%
	土木・建築工事に関する事務		7	7		7	9.5%
	令和3年度計	10	64	74		74	100.0%
令和2年度計		12	86	98		98	
全体	共通	1	6	7		7	5.4%
	収入事務	1	22	23		23	17.8%
	支出事務	10	25	35		35	27.1%
	契約事務	4	31	35		35	27.1%
	補助金の交付に関する事務	3	12	15		15	11.6%
	財産・物品等管理事務		1	1		1	0.8%
	土木・建築工事に関する事務		13	13		13	10.1%
	令和3年度計	19	110	129		129	100.0%
令和2年度計		42	207	249		249	

備考 割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、各項目の数値の合計は100.0にはならない。

表2 部局別改善を求める事項等

	部局別	機関数	指摘事項	注意事項	検討事項	計
知事部局	総務部	20	1	6		7
	危機管理部	4		2		2
	健康政策部	14	1	6		7
	子ども・福祉政策部	14	2	10		12
	文化生活スポーツ部	7		6		6
	産業振興推進部	6		6		6
	中山間振興・交通部	4				
	商工労働部	11	2	8		10
	観光振興部	4	1	2		3
	農業振興部	22	2	11		13
	林業振興・環境部	16	1	7		8
	水産振興部	6		1		1
	土木部	19	2	19		21
	会計管理局	2		1		1
	小計	149	12	85		97
教育委員会	64	4	10		14	
公営企業局	4	2	13		15	
警察本部	13	1	2		3	
その他の機関	4					
令和3年度計	234	19	110		129	
令和2年度計	234	42	207		249	

表3 指摘事項等の概要

結果区分	事務区分	本庁		出先		件数計
		件数	主な内容	件数	主な内容	
指摘事項	共通	1	・不要な経費の支出			1
	収入事務			1	・会計年度の誤り	1
	支出事務	4	・支出負担行為決議書（変更）の作成遅延 ・会計年度任用職員（パートタイム）への通勤手当に相当する額の支給誤り（過大支出） ・職員への通勤手当支給誤り（過大支出） ・食糧費と旅費の調整漏れ	6	・委託料の過大支出 ・会計年度任用職員（パートタイム）への報酬支給誤り（過大支出） ・職員への通勤手当支給誤り（過大支出）	10
	契約事務	1	・2人以上の者から見積書を徴する必要があるにもかかわらず、1者の見積書を徴取	3	・契約書の不備（土地の引き渡し期限の記載漏れ） ・検査の未実施	4
	補助金の交付に関する事務	3	・支出負担行為決議書（変更）の作成遅延 ・交付金の支出誤り（過大支出） ・消費税仕入控除税額等の確定に係る報告を求めていなかったため、補助金の返還が行われていなかった。			3
件数計		9		10		19
注意事項	共通	3	・見積書の亡失 ・決裁権者による決裁漏れ ・決裁者の押印漏れ	3	・占用許可申請書の亡失 ・支払証の使用済み綴りの亡失 ・決裁権者による決裁漏れ	6
	収入事務	7	・収入調定の遅延 ・納期限の誤り ・延滞金免除の手続漏れ ・納入通知書の未送付	15	・収入調定の遅延、収入調定額の誤り ・納期限の記載漏れ ・納入通知書の未送付 ・収納現金の金融機関への払込遅延 ・不適切な筆記具（鉛筆）の使用	22
	支出事務	11	・経費支出伺の作成漏れ ・経費支出伺（変更）の作成漏れ	14	・経費支出伺（変更）の作成漏れ	25

		<ul style="list-style-type: none"> ・支出負担行為の遅延 ・支出負担行為決議書を作成すべきところ、経費支出伺及び支出負担行為決議書兼支出命令書をもって支出 ・会計年度任用職員（パートタイム）への報酬支給誤り ・源泉徴収所得税額の誤り ・常時資金の精算に伴う戻入遅延 ・前渡資金の精算に伴う戻入遅延 ・支出負担行為を減額処理によらず、取消により処理 		<ul style="list-style-type: none"> ・支出負担行為の遅延 ・支出負担行為（変更）の遅延 ・会計年度任用職員（パートタイム）への通勤手当に相当する額の支給誤り ・会計年度任用職員（日々雇用、パートタイム）への報酬支給誤り ・支払遅延 ・前渡資金の精算に伴う戻入遅延 ・納期限の誤り 	
契約事務	11	<ul style="list-style-type: none"> ・検認表示漏れ ・仕様書で提出する旨を定めた書類の受領漏れ ・再委託の手続き漏れ ・契約書の不備（仕様書の添付漏れ、契約日の記載誤り） ・見積書の未徴取 ・決裁を受けることなく、業務の仕様変更を一部の入札参加業者にのみ通知し入札を実施した結果、仕様の変更を知らない事業者が落札したため、入札を無効としていた。 ・請書の不備（履行期間の記載誤り） ・変更契約書の未作成 ・設計内容変更の通知漏れ 	20	<ul style="list-style-type: none"> ・検認誤り、検認印漏れ、検認漏れ、作業確認印もれ ・仕様書で提出する旨を定めた書類の受領漏れ ・契約書の遡及作成 ・見積書の添付漏れ ・施行伺の未作成 ・契約書の不備（暴力団排除措置に関する規定漏れ、許可証の添付漏れ、契約日の記載誤り、契約日の記載漏れ、時間外料金の詳細の添付漏れ） ・特定個人情報等取扱特記事項で提出する旨を定めた書類の受領漏れ ・請書に定めをしていない四半期ごとの精算払 ・検査合格後に行うべき事務を検査合格前に実施 	31
補助金の交付に関する事務	8	<ul style="list-style-type: none"> ・交付要綱で定めた書類の提出漏れ、提出遅延 ・変更承認申請書の提出漏れ ・検査の未実施 	4	<ul style="list-style-type: none"> ・実施要領で定めた書類の提出漏れ ・補助金交付相手方の訂正手続漏れ ・事務取扱要領で定めた検査内容一覧表の未作成 ・四半期ごとに交付決定し交付すべきところ、年度末に一括 	12

				で交付決定	
財産・物 品等管 理事務			1	・郵便切手類等出納簿の記帳漏 れ	1
土木・建 築工事 に關す る事務	6	<ul style="list-style-type: none"> ・契約の保証期間の延長処理漏れ ・建設工事にかかる再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）第11条で定められた通知書の提出漏れ ・請書で工事完成後に提出する旨を定めた書類の提出遅延 ・高知県建設工事成績評定要綱で完成検査後に作成を定めた工事成績評定表の未作成 ・部分完了検査の未実施 	7	<ul style="list-style-type: none"> ・特記仕様書で定めた書類の提出漏れ ・契約締結後に提出すべき書類の提出漏れ ・盛土の確認試験（現場密度試験）の未実施 ・中間検査の未実施 ・検査命令の誤り 	13
件数計	46		64		110

2 財政的援助団体等の監査

(1) 監査の対象団体及び実施期間

令和3年10月28日から令和4年1月21日までの間に、表4のとおり、出資団体12団体、指定管理者4団体（8施設）及び補助金等交付団体7団体の計14団体（再掲9団体を除く。）に対して監査を実施した。

(2) 監査の結果

14団体の出納その他の事務の執行について、指摘する事項は特に認められなかった。

表4 監査の実施団体

区 分	団 体 名
出資団体	公益財団法人高知県文化財団
	公益財団法人高知県国際交流協会
	高知県公立大学法人
	高知空港ビル（株）
	（株）高知流通情報サービス
	一般社団法人高知県農業用廃プラスチック処理公社
	一般社団法人高知県森林整備公社
	公益財団法人高知県山村林業振興基金
	（株）とされいほく
	公益財団法人エコサイクル高知
	公益財団法人高知県のいち動物公園協会
	公益財団法人暴力追放高知県民センター
指定管理者	高知県立県民文化ホール共同企業体 （対象施設：県民文化ホール）
	公益財団法人高知県文化財団（再掲） （対象施設：美術館、歴史民俗資料館、坂本龍馬記念館、文学館、埋蔵文化財センター）
	公益財団法人高知県山村林業振興基金（再掲） （対象施設：森林研修センター 研修館）
	公益財団法人高知県のいち動物公園協会（再掲） （対象施設：のいち動物公園）
補助金等交付団体	一般社団法人高知県農業会議
	公益財団法人高知県国際交流協会（再掲）
	高知県公立大学法人（再掲）
	一般社団法人高知県森林整備公社（再掲）
	公益財団法人高知県山村林業振興基金（再掲）
	（株）とされいほく（再掲）
	公益財団法人エコサイクル高知（再掲）

(注) 監査の対象（対象団体等の総数）

- ・ 出資団体：県の出資率が25パーセント以上の団体（40団体）
- ・ 指定管理者：県が指定管理者として指定した団体（25団体、対象施設：39施設）
- ・ 補助金等交付団体：県が令和2年度に1件1千万円以上の交付をした団体

3 行政監査

令和3年度は、次のとおり監査を実施した。

(1) 監査のテーマ

税外未収金の債権管理について

(2) 監査の実施期間

令和3年6月17日から令和4年2月28日まで

(3) 監査の目的（テーマ選定理由）

平成20年度包括外部監査で「貸付金等について」、平成27年度包括外部監査で「私債権管理の適正化及び効率化について」がテーマに取り上げられ、債権管理に係る不適正な事務や課題について指摘がされた。

これを受けて県は、高知県債権管理マニュアルの策定や高知県債権管理条例の制定、税外債権対策室の設置などを行うとともに、債権管理の体制整備を図り、事務処理の明確化や回収不能となっている債権の整理を行ってきた。

また、債権所管課においては、債権管理事務の見直しを行ったほか、不納欠損処理を集中的に行うなど債権の縮減にも取り組んできた。

このような様々な取組がなされたことで、県の債権管理事務は一定改善され、収入未済額も減少傾向にあるが、包括外部監査から一定期間が経過したことを踏まえ、改めて税外未収金の債権管理事務が法令等に基づき適正に行われているか、新たな課題はないか等について監査することとした。

(4) 監査の結果

監査を実施した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが認められた。

なお、債権確認書の整備、督促状の発付、延滞金や遅延損害金の徴収などの債権管理事務において、法令に適合しない事務執行が一部認められた。

また、遅延損害金債権にかかる債権現在額報告を行っていないため、令和2年度決算数値にそごが生じている債権が認められた。

(5) 主な意見

法令に適合しない債権管理事務を行っていた債権所管課及び、決算数値にそごを生じさせていた債権所管課に対して、改善を行うよう求めた。

管財課及び税務課に対しては、債権管理事務が法令に沿って適切に行われているかについて調査確認し、必要な是正措置を講じるよう求めた。

また、債権所管課及び管財課並びに税務課に対して、回収困難な債権の整理に努めること、回収率向上のために外部委託の活用を引き続き行うこと、適正な債権管理の徹底のために体制の充実を行うことを求めた。

4 住民監査請求に基づく監査

令和3年度に受け付けた住民監査請求は1件で、受理し監査をした結果、請求人の主張には理由がないと判断し、棄却した。

	受付日	通知日	件名	監査結果
1	R3. 7. 14	R3. 9. 10	河川工事に伴う残土処分に関する件	棄却

5 決算審査

(1) 歳入歳出決算審査

令和2年度の一般会計と特別会計について審査を実施した限り、重要な点において、審査の対象となった決算その他関係書類が法令に適合し、かつ、正確であると認められたが、引き続き適正な執行を求めため、次のとおり意見を付した。

ア 行財政運営

- 行財政運営については、ウィズコロナ、アフターコロナの時代を見据え、県勢浮揚に向けた取組を継続するとともに、迅速かつ的確に新型コロナウイルス感染症対策を講じていけるよう、引き続き全国知事会なども連携し、国に対して積極的に政策提言をしていく必要がある。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により引き続き税収等の自主財源の減少が見込まれるため、地方交付税などの財源を確保するとともに、事務事業のなご一層のスクラップアンドビルドに取り組み、限られた予算をより効率的、効果的に執行されるよう努められたい。
また、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策への対応をはじめ、新型コロナウイルス感染症対策等の翌年度以降に繰り越された事業について、着実に実施されるよう執行管理に努められたい。
- 累積した県債残高は、公債費の増加による財政構造の一層の硬直化を招くことから、引き続き、中長期的な財政健全化を見通した公債費の平準化に努めることを求める。
- 安定的な財政運営に必要な地方交付税等の確保・充実は極めて重要であることから、今後とも必要な財源の確保に向けて、国に対し強く働きかけられたい。
今後の財政運営においては、引き続き、財政調整基金及び減債基金の取崩しに頼らない持続可能な財政基盤の確立を図り、財政健全化に向けた取組を積極的に推進することを望む。

イ 収入未済対策

- 法人事業税については、法人の経営状況を把握するなど、適切な納税指導に努められたい。
- 個人県民税については、引き続き、関係機関との連携を強化し、市町村への積極的な支援に努められたい。
- 今後も引き続き、他の税目も含め滞納の未然防止のための納期内納付を推進

することや、滞納整理を通じて税の公平性・公正性の確保を図ることにより、県税収入の確保に努められたい。また、納税者のさらなる利便性向上やデジタル化などの社会情勢の変化に対応したキャッシュレス納税の推進に取り組むなど、納税環境の充実にも努められたい。

- ・ 税外未収金の対策には、税務課に設置されている税外債権対策室の主導により、長期滞納債権の回収業務の弁護士委託など、全庁的な取組が行われているところであるが、引き続き、債務者の生活状況や経営状況などの実態を把握し、債権の種類・性質などに応じた適切な未収金の管理・回収がなされるよう努められたい。

また、やむを得ず不納欠損処分を行う場合は、滞納者の資力調査等の徹底を図るなど、負担の公平性・公正性の確保に努められたい。

ウ 事務執行

- ・ 会計年度任用職員の休暇制度が複雑となっていることを原因とする事務処理の誤りが散見されたことから、適正に管理ができるシステムの導入を検討するなど、改善策が講じられることを期待する。
- ・ 事務処理に当たっての基本的な法令等の認識不足や決裁を行う上司のチェック不足等を原因とする不適切な事務処理が、依然として繰り返されている状況であることから、事業ごとに、いつ、どのような事務処理が必要かを整理した業務手順書を作成するなど、業務の見える化を図られることを期待する。
- ・ 財産管理システムへの登録漏れが毎年見られ、決算審査に支障が生じている。財産管理と決算事務の重要性を職員に徹底するとともに、所属機関のチェック体制を充実させるなど適正な財産管理の実施を求める。

(2) 公営企業会計決算審査

令和2年度の高知県流域下水道事業会計、高知県電気事業会計、高知県工業用水道事業会計及び高知県病院事業会計について審査した限りにおいて、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ、正確であると認められたが、より一層の安定経営及び経営改善に向けて、次の点に関して意見を付した。

ア 流域下水道事業会計

- ・ 今後も県民のライフラインとして、安定的かつ計画的な経営に取り組み、持続的なサービスの供給に努められたい。
- ・ 南海トラフ地震対策を含めた施設の老朽化対策については、経営戦略に沿った取組を進められたい。

イ 電気事業会計

(ア) 水力発電事業

- ・ 安定的かつ健全な経営を維持するため、引き続き事業経営の効率化を図るとともに、電力システム改革の動向を注視しながら、水力発電設備のリニューアルなど将来を見据えた事業展開の検討及び有利な条件での電力受給契約更改

などに取り組み、今後も営業利益の確保に努められたい。小水力発電等を含む再生可能エネルギーの普及促進については、国の動向などに留意しながら、これらの活動に取り組む市町村に補助を行うなど関係機関とともに連携して取り組まれない。

(イ) 風力発電事業

- ・ 安定した電力供給を確保するため、施設の適切な維持管理に取り組むとともに、故障や災害の際には、できる限り運転停止期間の短縮に努められたい。また、将来の甬喜ヶ峰風力発電所の設備撤去費用について、風力発電事業の廃止を見据えて引当金の計上を検討されたい。

ウ 工業用水道事業会計

- ・ 引き続き、経営の効率化や、給水量の拡大に取り組むとともに、南海トラフ地震対策を含めた施設の老朽化対策について、経営戦略に沿った取組を進められたい。

エ 病院事業会計

(ア) 高知県立病院第7期経営健全化計画の推進

○経営の健全化

- ・ 経営の健全化を図るには、医業収益を増加させる必要があり、年間を通じて安定した医療を提供するために医療人材の安定確保が最も重要である。引き続き、医師の確保に精力的に取り組むとともに、医師事務作業補助者のスキルアップに努めるなど医師の負担軽減にも取り組むこと。併せて、助産師等の医療スタッフの確保や各職種における専門性の向上にも努められたい。
- ・ 医療機能の向上による経営の健全化の取組については、引き続き、収益の安定確保に取り組むとともに、コンサルタント業者から経営の効率化や健全経営のノウハウを学び今後に生かすよう努められたい。
- ・ 地域医療構想を踏まえた県立病院の果たす役割の発揮や地域医療を支えるためのネットワークづくり、新型コロナウイルス感染症を含む新興・再興感染症への対策の充実・強化といった第7期経営健全化計画における重点取組項目に積極的に取り組まれない。

○南海トラフ地震対策

- ・ 南海トラフ地震などの大規模災害を想定し、医療機器や医療情報システム等各種システムの災害時における機能維持や重症患者の搬送体制の整備など業務継続計画の実効性を確保するとともに、地域の関係機関との情報伝達訓練を行うなど、地域の災害拠点病院としての機能の充実、強化に努められたい。

○振興・再興感染症への対策

- ・ 新型コロナウイルス感染症への対応については、引き続き、新型コロナウイルス感染症を含む新興・再興感染症への対策の充実・強化に努めるとともに

に、安全・安心に受診できる医療体制の整備に努められたい。

(イ) 地域の中核病院としての役割

○あき総合病院

- ・ 急性期病院として、医療機能の充実・強化を図るには、救急医療や手術に携わる医師の確保が重要である。今後も高知大学医学部への医師派遣要請の継続や健康政策部、高知医療再生機構等との連携を強化し、医師の確保に積極的に取り組まされたい。
- ・ 安芸地域において良質な医療サービス等を提供していくためにも、地域包括ケアシステムの機能の充実・強化を図り、地域の医療機関や介護福祉施設などとの連携を継続するとともに、急性期医療機能の充実など、一層の医療体制の整備に取り組まされたい。
- ・ 高知大学医学部との電子カルテの共有及び共同カンファレンスの実施や地域の医療機関への診療支援についても継続して取り組むとともに、今後の地域における医療ニーズを踏まえ、病床確保及び病床機能等の検討を進められたい。

○幡多けんみん病院

- ・ 常勤医師の不在診療科の解消に向けて、高知大学医学部への派遣要請など医師確保に取り組んでいるものの、常勤医師の不在が続く診療科や不足している診療科があることから、引き続き、常勤医師が不在の診療科を中心とした医師確保に取り組まされたい。
- ・ 地域医療支援を更に充実させ、高度医療機器の有効活用を図るなど、医療の質的向上に努めながら、今後も引き続き、地域に根差した中核病院としての役割を着実に果たすよう努められたい。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の対応については、医療従事者に過度の負担とならないように配慮しつつ、幡多地域唯一の感染症指定医療機関として適切な医療提供体制の確保に努められたい。
- ・ 今後も、地域の人口動向や民間医療機関の診療状況を踏まえつつ、医療ニーズに対応した医療提供体制の検討を進められたい。

6 基金運用状況審査

令和2年度における高知県自然保護基金、高知県文化基金及び高知県地域環境保全基金の運用状況について審査を実施した限り、重要な点において、基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であると認められ、基金の運用が確実かつ効率的に行われていると認められた。

今後とも適正かつ効率的な運用に努め、一層の成果を上げるよう意見を付した。

7 健全化判断比率及び資金不足比率審査

令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について審査した限りにおいて、健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であると認められた。

健全化判断比率については早期健全化基準を、資金不足比率については経営健全化基準を、いずれも下回っていることが認められた。

今後も引き続き健全な財政運営に努めるよう意見を付した。

ア 健全化判断比率

(単位：%)

比率名	令和2年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	3.75	5.0
連結実質赤字比率	—	8.75	15.0
実質公債費比率	10.6	25.0	35.0
将来負担比率	187.9	400.0	

(注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質収支額及び連結実質収支額がいずれも黒字となっていることから、数値としては表示されない。

イ 資金不足比率

(単位：%)

会計の名称	令和2年度	経営健全化基準
流域下水道事業会計	—	20.0
電気事業会計	—	20.0
工業用水道事業会計	—	20.0
病院事業会計	—	20.0
流通団地及び工業団地造成事業特別会計	—	20.0
港湾整備事業特別会計	—	20.0

(注) 各会計とも、資金不足額は生じておらず、数値としては表示されない。

8 例月出納検査

会計管理者、土木部長及び公営企業局長が管理する現金について、検査資料及び諸帳簿を毎月末に検査し、金融機関等の預金残高証明書等と照合した結果、令和3年3月末における歳入歳出外現金受入分、令和3年5月末、7月末、9月末、10月末、11月末、令和4年1月末、2月末における15時半以降の入金分及び令和3年12月末における税務総合システム入金分に係るものを除き、一致していると認められた。

9 内部統制評価報告書の審査

令和2年度高知県内部統制評価報告書について、高知県知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から審査を行った結果、評価手続及び評価結果に係る記載は相当であると意見を付した。

10 参考

(1) 令和3年度監査委員

氏名	区分	就任年月日	備考
桑名 龍吾	議員（非常勤）	令和3年4月1日	高知県議会議員
土居 央	議員（非常勤）	平成3年4月1日	高知県議会議員
奥村 陽子	識見を有する者 （非常勤）	平成30年4月1日	税 理 士
植田 茂	識見を有する者 （常勤、代表監査委員）	平成29年7月7日	元銀行役員 令和4年1月31日退任

(2) 過去3年間の状況

ア 定期監査

事務区分	平成30年度				令和元年度				令和2年度			
	強く改善	改善	検討	計	強く改善	改善	検討	計	強く改善	改善	検討	計
収入事務	9	14		23	4	14		18	3	24		27
支出事務	19	45	1	65	15	51	1	67	17	70		87
契約事務	12	80		92	15	55		70	19	71		90
財産・物品 管理事務		9		9	1	20		21	2	11		13
サービス管理 事務	1	10		11	1	31		32		16		16
給与・旅費 支給事務		18		18		18		18	1	8		9
庶務関係 事務		8		8		14		14		6		6
その他の 事務		4		4		1		1		1		1
計	41	188	1	230	36	204	1	241	42	207	0	249

イ 財政的援助団体等の監査

年度	団体の区分			計	監査結果		
	出資団体	補助金等 交付団体	指定管理者		改善事項	検討事項	意見
30	10	5 (再掲1)	5 (再掲3)	20 (再掲4)	0	0	0
元	11	5 (再掲3)	8 (再掲5)	24 (再掲8)	0	0	0
2	8	5 (再掲3)	6 (再掲1)	19 (再掲4)	0	0	0

(注) 補助金等交付団体、指定管理者及び計には、再掲団体を含んでいる。

ウ 行政監査

年度	監査のテーマ	監査対象機関
30	郵便切手類の管理について	定期監査の対象である本庁 111 機関及び出先機関(県立学校及び警察署を含む) 127 機関の計 238 機関
元	試験研究機関における試験研究機器の 利活用状況について	試験研究機関11機関
2	委託業務における入札保証金及び契約 保証金に関する事務の状況について	230機関 (令和2年度の定期監査対象機関のうち、会計制度が異なる公営企業局は除外)